

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
光電話サービス契約約款 <u>2025年8月1日</u> 株式会社 STNet	光電話サービス契約約款 <u>2025年10月1日</u> 株式会社 STNet	

光電話サービス契約約款 新旧対照表		
旧	新	備 考（変更理由）
附 則	<u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> 1 この改正約款は、2025年10月1日から実施します。 <u>(経過措置)</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>(特例措置)</u> 3 2025年10月1日から2026年1月31日までの間に光ネットサービス契約の新規契約と同時に、コース1に係る光電話サービス契約の申込みまたはコース1に係る光電話サービスの変更の請求を行った光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。 (1) コース1に係る基本利用料、番号利用料、端末等使用料、付加機能使用料及び附帯サービスに関する料金（ただし、電話帳掲載料は除く）については、光電話サービスの基本利用料が課金される月から1ヶ月に限り、0円とします。 (2) ピカラ公式サイト（https://www.pikara.jp/hikari.html）から、光ネットサービス契約の新規契約と同時に、コース1に係る光電話サービス契約の申込みまたはコース1に係る光電話サービスの変更の請求を行った場合、コース1に係る基本利用料、番号利用料、端末等使用料、付加機能使用料及び附帯サービスに関する料金（ただし、電話帳掲載料は除く）については、(1)の特例措置が終了する翌月から5ヶ月に限り、0円とします。 (3) 他の減額措置により、コース1に係る光電話サービス契約の基本利用料が0円とされる場合は、他減額措置が終了する翌月から(1)及び(2)の特例措置を実施します。 4 2025年10月1日から2026年1月31日までの間に光電話サービス契約を申込みした光電話サービス契約者に、次の特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。 (1) コース1に係る新規契約（ただし、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合に限る）に伴う番号移転に係る工事費については0円とします。 (2) コース1に係る新規契約（ただし、光ネットサービスの提供を開始している契約者が申込した場合に限る）に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。（ただし、提供区域がピカラCVC、ピカラMCB、ピカラ東かがわ、ピカラUCAT、ピカラ（宇和島市）、ピカラ西予、ピカラ八西、ピカラKBC、ピカラ石井CATV、ピカラエーアイ、ピカラてれびあなん[エリア区分(1)]、ピカラ香南、ピカラswanに限る） (3) コース4に係る新規契約（ただし、提供区域がピカラ（愛媛）、ピカラ愛媛CATV、ピカラ鳴門を除く）に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。 (4) コース7およびコース8に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、未設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。 (5) コース9に係る新規契約（ただし、提供区域がピカラ中土佐を除く）に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。 (6) 別記1（1）の提供区域名ピカラCVC[エリア区分(2)]において、光電話サービスの提供を開始している契約者が、光電話の回線および番号追加の申込みをした場合、交換機設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。 5 4の新規契約する場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。 現在の光電話サービス契約者が、既に締結している光電話サービス契約（この条文において「従来の光電話サービス契約」といいます。）に加えて、同一の構内又は建物で新たに光電話サービス申込みを行い、かつ当該新たに締結した光電話契約の成立以降12ヶ月以内に従来の光電話サービス契約を解除した場合。	